

## 「積層セラミックコンデンサ用ニッケル超微粉のREACH早期登録について」

J F E ミネラル株式会社は2007年6月1日に発効になったヨーロッパの化学物質規制であるREACH規則（註1）に対し、ニッケル超微粉の物質登録を完了いたしました。

登録期限は、欧州への輸出量が年間1000トン以上の場合や、数量が少なくても環境規制の厳しい材料は2010年末、数量が少ない1トンから100トンの場合でも2018年の5月末になっており、必ず登録が必要になります。弊社は、欧州化学品庁（ECHA）の早期登録の要請に応え、9月中旬に登録を完了しております。

弊社はREACH法案成立前の2006年に社内にワーキンググループを設置し、コンサルタントの活用、世界的組織であるニッケル協会のボードメンバーへの参画を通じ、REACH対応のコンソーシアムで積極的に活動し、早期登録を目指してきました。ニッケル超微粉は、ノートPC、液晶TV、携帯電話などに使用される重要な電子部品である積層セラミックコンデンサ（MLCC）の内部電極材料として使用されており、日本国内を始めとして世界中のMLCCメーカーにお使いいただいております。それらのお客様の上流：原料供給側として、REACHへの登録は安心してお使い頂く為の最重要課題であるとの認識で取り組んで参りました。特にREACH規則に基づいて作成した膨大なエネルギーを要したリスクアセスメント資料は、欧州化学品庁（ECHA）が認めたCSR（Chemical Safety Report）を付加したMSDS+（プラス）として伝達可能な情報となります。このことは、MLCCメーカーのみならず最終消費者やNGOなどの監視団体に生産者としての信頼と評価を与え、弊社材料の販売を促進するとともに、MLCCの市場拡大にも寄与するものと思っています。さらに、間接的ではありますが日本国内のMLCCメーカーへの信頼確保にも繋がるものと思っております。

今回のリスクアセスメント情報は、コンソーシアム以外のメンバーには有料になりますが、今後世界的にも規制の動きが強まる中で、評価の二度手間にならない共有情報として扱われる可能性もあり、この点でも早期登録は重要な意味を持っていると認識しています。

厳しいとされる R E A C H 規則への物質登録が完了したことで欧州域内のお客様に対して安定的な供給対応ができることはもちろんですが、近々発効すると言われていた中国での同様の規制への対応を始めとして、E U 域外の先進国や新興国での世界的な化学物質規制強化の流れに対応する基盤が確立できたものと考えており、M L C C メーカーのグローバル展開にも協力できるものと思っています。

( 註 1 )

R E A C H 「 the Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals 」とは、E U 域内にて、化学品 (Chemicals) を製造、輸入する場合に、その製造者、輸入者に登録 (Registration)、評価 (Evaluation)、を義務付け、高懸念物質については、関係当局が、認可 (Authorization)、さらにリスクの高い物質には、禁止等の制限 (Restriction) を設けることを定めた E U 規則です。